

競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症
感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日

(令和2年10月26日改訂)

(令和3年2月12日改訂)

(令和3年11月2日改訂)

(令和4年12月5日改訂)

公益社団法人全国競輪施行者協議会

全国小型自動車競走施行者協議会

公益財団法人JKA

一般財団法人東日本小型自動車競走会

一般財団法人西日本小型自動車競走会

一般社団法人日本競輪選手会

一般社団法人全日本オートレース選手会

一般社団法人全国場外車券売場設置者協議会

一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会

目次

1. はじめに（挨拶）	1
2. 本ガイドラインに関する用語の定義.....	2
3. 感染防止のための基本的な考え方	2
4. リスク評価.....	3
5. 競輪・オートレースを開催するに際して講じるべき具体的な対策	4
(1) 総論	4
(2) 選手・従事者の安全確保	5
① 共通	5
② 選手	6
③ 従事者等	6
(3) 選手・従事者・入場者やその同居家族等に感染等が確認された場合の対応	7
(4) 施設管理等	8
① 入場口	8
② 車券発売窓口	8
③ 観客席等	9
④ 飲食施設・売店	9
⑤ 選手宿舎	10
⑥ 休憩・休息スペース	10
⑦ トイレ.....	11
⑧ その他.....	11

1. はじめに（挨拶）

全国のコロナウイルス新規感染者数は、令和4年7月から始まった第7波が収束にむかいつつありましたが、10月下旬から上昇に転じており今後の動向を注視する必要があります。また政府の発表によりますと、今秋以降は新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が予想されておりますが、今夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、感染が拡大することになっても若者の重症化リスクは低く、多くは軽症で入院する必要がないため、高齢者・重症化リスクのある者を守ることに重点を置くことによって、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとしております。

このような状況下において、競輪・オートレース業界は、本ガイドラインに基づいた感染予防等を遵守することにより、選手、従事者、その家族及びお客様の安全と健康を守りながら開催を行うとともに、売り上げの一部を、社会的課題を解決するための活動に充て、社会貢献活動を継続してゆく所存であります。

これからもお客様に迫力ある競輪・オートレースをご覧くださいませよう、努力してまいります。

令和4年12月5日

公益社団法人全国競輪施行者協議会	理事長	奥野	立
全国小型自動車競走施行者協議会	事務局長	岩城	和美
公益財団法人JKA	会長	笹部	俊雄
一般財団法人東日本小型自動車競走会	会長	大津	祥治
一般財団法人西日本小型自動車競走会	会長	山本	康平
一般社団法人日本競輪選手会	理事長	安田	光義
一般社団法人全日本オートレース選手会	会長	中野	光公
一般社団法人全国場外車券売場設置者協議会	会長	井手	光裕
一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会	理事長	渡辺	俊太郎

2. 本ガイドラインに関する用語の定義

対処方針	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）：新型コロナウイルス感染症対策本部決定）をいう。
提言	新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月29日）：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）をいう。
事務連絡	新型コロナウイルス感染症対策本部や厚生労働省から発出される各種事務連絡をいう。
本場等	競輪場、オートレース場及び競輪・オートレースの場外車券売場をいう。
施行者	競輪・オートレースを開催する者をいう。
管理・運営者	本場等を管理・運営する者をいう。
振興法人	競輪・オートレースの振興法人をいう。
競技実施法人	競輪・オートレースの競技実施法人をいう。
選手	競輪・オートレースの選手をいう。
施行者等	施行者、管理・運営者、振興法人及び競技実施法人をいう。
従事者	施行者等や施行者等から競輪・オートレース事業の事務を受託している者等と雇用関係にあり、競輪・オートレース事業に従事する者をいう。
入場者	本場等に来場し競輪・オートレースの観戦や車券購入等する者をいう。
有観客開催	競輪場・オートレース場において、入場者に競輪・オートレースの競走を観戦させる開催をいう。
無観客開催	競輪場・オートレース場において、入場者に競輪・オートレースの競走を観戦させない開催をいう。

3. 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策については、ウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗に応じて、これまでも感染者全員入院からの転換、国民の行動制限や経済活動の制限の見直しを行うなど、状況に応じた政策が展開されてきた。

オミクロン株については、若者の重症化リスクは低く、大部分の人は感染しても軽症で入院を要することはない。一方、高齢者のリスクは引き続き高く、感染の中心が飲食の場から高齢者施設、学校、保育所等の施設や家庭内感染へと変わってきた。

これらを踏まえ、令和4年11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、『「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされたところである。

競輪・オートレース事業における新型コロナウイルス感染症対策についても、この政府方針を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう必要な見直しを行いつつ、本場等の規模等を十分に踏まえ、本場等内及びその周辺地域において、選手、従事者及び入場者への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

また、施行者等は、本ガイドラインに則った取組を行う旨をHP等で公表し、あわせて、本ガイドラインの要点をまとめたチェックリストをHPへ公表・配布を行うことで、施行者等及び従事者の理解を促進させるとともに、現場での活用を通じて、徹底した感染症対策を実施するものとする。

施行者等は本ガイドラインの取り組みを通して、選手、従事者及び入場者を新型コロナウイルスの感染から守るとともに、競輪・オートレースの目的である機械振興、公益増進及び地方財政の健全化の最大化を図り、開催を継続して実施していくことを旨とする。

4. リスク評価

施行者等は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染、③マイクロ飛沫（エアロゾル）感染のそれぞれについて、選手、従事者及び入場者等の導線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、観客等が本場等に來場するという特性を踏まえて④集客施設、⑤地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

なお、リスク評価の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、競輪・オートレースの競走の実施並びに本場等の開場等の中止又は延期又は競走参加人数を減らしての開催（車立て・レース数の見直し）について検討を行うこととする。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所や頻度を評価する。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、両替機、自動発払機など）に留意する。

② 飛沫感染のリスク評価

本場等における入場者の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、本場等で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③ マイクロ飛沫（エアロゾル）感染のリスク評価

本場等の施設における、エアロゾル感染を防止するための対策、空気の流れの確保（ドアや窓の開放、換気扇やサーキュレーターの利用等による換気）の状況について評価する。

④ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあつて本場等において車券の発売を行った場合に、大規模な来場等が見込まれるかどうか、人と人の距離が確保できるほどの来場者数に留まるかどうか等を、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。その上で、対処方針等に沿った入場制限の判断基準となる施設全体及び施設内のエリアごとの収容可能な来場者数（必要に応じて来場自粛区域の設定を含む。）を評価する。

⑤ 地域における感染状況のリスク評価

本場等が所在する地域の生活圏において、感染拡大の可能性が報告された場合の競輪・オートレースの競走の実施及び本場等の開場等の影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

5. 競輪・オートレースを開催するに際して講じるべき具体的な対策

(1) 総論

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）」においては、新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、「基本的な感染対策」が重要であるとされている。

競輪・オートレースを開催するに際しては、本場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、これらの「基本的な感染対策」等に基づき、個々の事情を考慮しながら、最大限の感染対策を講ずるものとする。併せて、施行者等は、選手、従事者、その同居家族及び取引先等を含む外部関係者に対し、本ガイドラインに沿った取組を徹底するよう、広報・周知を実施するものとする。

なお、「基本的な感染対策」とは、以下の通り、①「三つの密」の回避、②「人と人の距離の確保」、③「マスクの着用」、④「手洗い等の手指衛生」、⑤「換気」等をいう。

① 「三つの密」の回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）を回避する。

② 人と人の距離の確保

人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。ただし、会話をほとんど行わない場や大声を出さない場面においては、必ずしもこの限りではない。（例えば、「人と人が触れ合わない程度の距離」を空けるなど、場面に応じて柔軟に対応する。）

③ マスクの着用

従事者、選手及び入場者のマスクの適時適切な着用を徹底する（不織布マスクを推奨）。着用が推奨される場合としては、屋内において他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれ

ない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合が挙げられる。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合や、屋外において他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は原則不要。また、特に夏場については、熱中症予防の観点からも、上記のマスクの着用が原則不要な場合においては、マスクを外すことを推奨する。

④ 手洗い等の手指衛生

石鹸による手洗いまたはアルコール消毒液等による手指消毒を実施する。

⑤ 換気

適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）を徹底する。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。また、換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

※寒冷な場面における換気を適切に行う上では、特に密が発生しやすい場所において、CO₂モニター等で換気を確認すること、温度を維持しながら適度な常時換気を行うこと及び加湿器等で適度な湿度を維持する工夫をすることが推奨される。

また、有観客開催を行うに当たっては、対処方針、提言及び事務連絡等に基づき、以下のとおり対応することが適当である。

- ・ 全国のかつ大規模な有観客開催については、各都道府県が設定している規模要件等に合致しているか、必要に応じて各都道府県に事前相談を行い、感染リスクへの対応が整わない場合は都道府県知事からの要請等に基づき中止又は延期する等、慎重な対応をとることが必要。
- ・ なお、比較的少人数の有観客開催については、都道府県知事のイベントの開催制限の解除等の対応を踏まえ、感染防止策を講じた上で適切に対応する。
- ・ 開催規模要件（人数上限等）については、事務連絡等を踏まえ適切に対応する。

(2) 選手・従事者の安全確保

① 共通

- ・ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、専門家の指導のもと、選手等に対して必要に応じてPCR検査、抗原検査等を行う。
- ・ 選手のワクチン接種を推奨するとともに、競走参加日決定、競走の欠場や追加といった調整について柔軟に対応することで、希望する選手が速やかにワクチン接種できる環境を整える。
- ・ 参集後の選手・出勤後の従事者において少しでも体調が悪い者が見出された場合や選手・従事者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その選手・従事者に対し、抗原定性検査キットを

活用して検査を実施し、陽性の場合、その結果を都道府県が設置する健康フォローアップセンターに登録させる、もしくは医療機関を受診するよう伝える。

- ・ 抗原定性検査キットの購入に際しての具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、「職場における検査等の実施手順（第3版）について（令和4年10月19日事務連絡）」等を参照のこと。
- ・ また、寮などで集団生活を行っている場合や、選手・従事者同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、必要に応じて導入を検討すること。
- ・ 海外渡航歴を有する選手、従事者及び来場者の対応については、日本入国時の検疫措置（厚生労働省HP「水際対策」などを参照）に沿って判断する。

② 選手

- ・ 選手は競走参加予定日の10日前から検温結果及び行動の記録をする。同居する家族の体調等についても把握し、記録する。
- ・ 前日検査を受ける前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無を確認する。体調が少しでも思わしくない、日頃の検温結果により把握している自身の平熱より高い選手は施行者等にその旨を連絡する。連絡を受けた施行者等は当該選手に対し、無理に前日検査に参加しないように指示する。
- ・ 施行者等は、自家用車など公共交通機関を使わずに移動できる選手に対し、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における災害の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。
- ・ 前日検査は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ 選手は、競走の参加期間中、就寝前、起床後に体温を確認するとともに、常時、新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無を確認する。体調が少しでも思わしくない選手は施行者等にその旨を連絡する。連絡を受けた施行者等は、予め用意した隔離部屋に当該選手を移動させる等の措置を講ずる。
- ・ 選手は、発熱などの症状があり自宅で療養することになった場合は、毎日、健康状態を確認した上で、施行者等に報告する。施行者等は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（2022年4月1日：日本渡航医学会、日本産業衛生学会作成）」などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

③ 従事者等

- ・ 従事者は、出勤前に、体温や新型コロナウイルス感染症への感染を疑われる症状の有無を確認する。少しでも体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を推奨する。また、勤務中に体調が悪くなった従事者は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従事者は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出勤判断を行う際には、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイ

ド（2022年4月1日：日本渡航医学会、日本産業衛生学会作成）」などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

- ・ 上記については、宿舍・競技施設内の請負労働者や派遣労働者についても請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。
- ・ 管理部門などを中心に、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従事者には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することを検討する。
- ・ 競走に使用する自転車やオートバイの検査業務については、業務ごとに区域を整理（ゾーニング）し、従事者が必要以上に担当区域と他の区域の間を往来しないようにする。
- ・ その他、オフィス等における感染予防対策については、日本経済団体連合会が公表している「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（四訂：2022年6月17日）」等を適宜参照するものとする。

(3) 選手・従事者・入場者やその同居家族等に感染等が確認された場合の対応

- ・ 感染者本人又は同居家族に感染が確認された者は医療機関等の指示に従うとともに、直ちに施行者等必要な連絡先へ報告する。医療機関等を受診する場合は、可能な限り自家用車で移動し、受診の際も車内で待機して医師等の指示に従うことが望ましい。医療機関等の指示により自宅待機となった場合で、同居する家族がいる場合には、保健所、医療機関の指示や「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」などを踏まえ、同居する家族への感染拡大防止を図る。
- ・ 感染者が確認された場合、感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒する。
- ・ 感染者が確認された場合、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて（個人情報保護委員会）」などを参照のうえ、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記の個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。
- ・ 競走の参加期間中に陽性が判明した者は、競走の参加を取り止めるものとする。その場合、必要に応じて、医療機関等に問い合わせを行うものとする。症状が重たい、自宅への帰路に公共交通機関しか方法がないといった場合は、医療機関等の指示を受ける。
- ・ 取引先等を含む外部関係者に感染が確認された場合、取引先企業等に対して、上記と同様の措置を講ずることを指示するものとする。
- ・ 施行者等は、医療機関や保健所との連絡体制を確立し、医療機関や保健所の聞き取りなどに協力する。

- ・ 入場者に感染が疑われる者が発生した場合は、マスクの着用を徹底させ、速やかに別室へ隔離するとともに医療機関等へ連絡を行い、指示を受ける。対応する従事者は、マスク等の着用を講じた上で対応し、対応前後の手洗いの励行、手指消毒を実施する。

(4) 施設管理等

① 入場口

- ・ 入場時には検温を実施し、以下について周知する。
 - 発熱や咳・咽頭痛等のある方、その他感染の疑いが強い方には入場を控えていただくこと
 - (1)総論の「基本的な感染対策」の推奨
 - 入場口が屋内であればマスクの着用を前提に、屋外であれば会話をほとんど行わないことを前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を十分に確保できるよう、事務連絡等を踏まえ入場者数の制限を行うこと
 - 競輪・オートレースの競走の前後における公共交通機関・飲食店等での密集を回避するための交通機関・飲食店等の分散利用の注意喚起や、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること
 - 入場時の検温、有症状を理由に入場を認めなかった際の有料観覧席の入場料などの取り扱いを事前に明確化し、チケット発売時に明示し、同意の上で販売する等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること
- ・ 以下の場合には、入場を認めない。
 - 入場前に検温を行い、発熱がある場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその濃厚接触がある場合
 - 本場等の規模や立地条件などの実情を踏まえ、入場者の間隔（人と人が触れ合わない程度の距離）が確保できない場合
- ・ 入場口に、手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は定期的な交換を行う。
- ・ 入場時は、混雑しないよう、マスクの着用を前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を空けた整列を促す措置（足元マークの設置、人員の配置、導線の確保等）を行う。
- ・ 入場口の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施を行う。
- ・ 競輪場・オートレース場において無観客開催する場合、入場者が観戦施設等に入れないよう観戦施設等への入口を閉鎖するとともに、観戦施設等への入口付近に入場者が集まらないよう周知し、必要に応じて警備員を配置する。

② 車券発売窓口

- ・ 車券発売等窓口では、混雑しないよう、マスクの着用を前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を開けた整列を促す措置（足元マークの設置、人員の配置、導線の確保等）を行い、人が密集しないように工夫する。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、自動発払機の利用や電子マネーなどのキャッシュレ

ス決済を推奨する。現金・カードの受け渡しをする場合は、手指消毒を徹底する。

③ 観客席等

- ・ 観戦施設への入場管理については、①入場口と同様の措置を講ずるものとする。
- ・ 事務連絡等に基づき、収容率及び人数上限の緩和を適用する場合には、①入場口の措置を徹底すること。
- ・ 観戦施設が屋内であればマスクの着用を前提に、屋外であれば会話をほとんど行わないことを前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を十分に確保できるよう、事務連絡等を踏まえ入場者数を制限する。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員を配置する等の体制を整備する。
- ・ 観客席を使用する際は、観客席の利用の前後の手洗いの徹底を要請する。
- ・ 観客席は、十分な座席の間隔（人と人が触れ合わない程度の距離）の確保に努める。
- ・ (1)総論⑤換気に基づき、換気を徹底する。
- ・ 選手等が、競輪場・オートレース場施設に入退場する際、観客と接触しないよう、必要に応じて警備員を配置する等の対策を講じる。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、両替機、自動発払機など）に留意する。
- ・ モニター周辺には入場者が集まりやすいことを踏まえ、モニター数を増やす、放送時間をずらす、モニター周辺に注意喚起のポスターを貼る、警備員による巡回を行う、人と人が触れ合わない程度の距離を確保できるよう足元マークを設置等、モニター周辺での密集を防止する工夫をする。
- ・ 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する。

④ 飲食施設・売店

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。現金・カードの受け渡しをする場合は、手指消毒を徹底する
- ・ 飲食する場合は、椅子を間引くなどにより、できる限りマスクを外した状態で2 m以内の対面にならない、対面で座らないなどの工夫を行い、席間にアクリル板や透明ビニールカーテン等を設置する。なお、第三者認証制度の認証を取得した飲食店においては、座席間隔1 mの確保（又はパーティションの設置）を行う。（「基本的な感染対策」を踏まえ、食事中以外のマスク着用を徹底する。）
- ・ アクリル板や透明ビニールカーテンを設置する場合には、以下の措置を講ずること。
 - ▶ 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。

- ▶ 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- ▶ 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。
- ・ 飲食施設、売店などの密集を回避するために、足元マークを設置する等、マスクの着用を前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を空けた整列を促す。
- ・ 飲食施設、売店などの密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を行う。
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限。（密な状態となる可能性が高い通路やモニター前での飲食は避ける等）
- ・ (1)総論⑤換気に基づき、換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設、売店等に関わる従事員は、マスクの着用と手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。
- ・ 選手の食事は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないようにする。
- ・ ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討する。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、手指の消毒または手袋の着用を徹底する。
- ・ 施行者等は、本場等における飲食施設、売店などに対し、酒類業ガイドライン（酒類業中央団体連絡協議会策定）や飲食業界ガイドラインの遵守等を推奨する。

⑤ 選手宿舎

- ・ 選手が競走の参加中に利用する部屋については、可能な限り個室とする。宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保等の観点から、個室とすることが難しい場合には、専門家の指導に従い、同部屋の人数を極力減らすこととし、かつ、同部屋の選手がマスクの着用を前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を保てるよう、空間の確保と選手配置を行う。
- ・ 外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従事者に準じた感染防止対策を求める。また、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、宿舎・競技施設内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。
- ・ 睡眠時におけるマスクの着用は不要とする。
- ・ (1)総論⑤換気に基づき、換気を徹底する。（選手の就寝時を除く）
- ・ 入浴中や更衣室におけるロッカー使用時についても、会話をほとんど行わないことを前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を確保するよう努める。
- ・ 浴場において、会話をほとんど行わないことを前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を確保できる入場制限を行う。また、入り口の範囲を狭くする等して制限された人数が浴場にいるか確認できる体制を整える。

⑥ 休憩・休息スペース

- ・ 入退室の前後の消毒・手洗いを徹底する。
- ・ 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔を空けるなど、出来る限り身体的距離を確保するよう努め、人が

密集しないスペース作り等の工夫を行う。

- ・ 屋内の喫煙所は、三つの密を防ぐことを徹底し、人が密集することがないように混雑時の入場制限を実施する。なお、常時換気が不可能な屋内の喫煙所は使用を禁止する。また、常時換気が可能な場合でも、人が密集することがないように混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 休憩・休息をとる場合には、マスクの着用を前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、入場制限、休憩スペースの追設及び休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ (1)総論⑤換気に基づき、換気を徹底する。

⑦ トイレ

- ・ トイレ内、あるいは便房内で感染者が長時間滞在した場合、入れ替わった人がエアロゾル感染する可能性があるため、換気を十分に行う。
- ・ トイレや便房の扉、水道の蛇口、便器洗浄ボタン、大便器の場合は蓋、便座、紙巻器、ウォッシュレットなどの共有部分を介した接触感染の可能性があるので、利用者の手指衛生や共有部分の使用毎の消毒・清掃を確実にを行う。
- ・ 共有部分をなるべく減らす、あるいは非接触にする工夫も有用である。
- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 手洗を徹底するものとする。また、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、使用者に個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤーについては、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により適切に清掃されているものについては、使用を可とする。
- ・ 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を行う。消毒液を設置する場合には、定期的な交換を行う。
- ・ トイレの密集を回避するために、足元マークを設置する等、マスクの着用を前提に、人と人が触れ合わない程度の距離を空けた整列を促す。
- ・ トイレの密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施を行う。

⑧ その他

(i) 選手等の輸送

- ・ 選手や入場者をバス等で送迎する場合には、運転席との間にはビニールシート等で仕切りを設置する。
- ・ 乗客には、マスクの着用を前提に、人と人が触れ合わない程度の距離の確保や、大声で会話しないことなどを周知する。
- ・ 一定数以上が同時にバス等に乗車しないよう、乗車制限、輸送車の増便及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・ バス等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施を行う。

(ii) 設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、ロッカー、食器、テーブル、椅子などの共有設備・器具については、適度に洗浄・消毒を行う。
- ・ 練習設備、自転車・オートバイ修理・検査機器など、選手や従事者が触る箇所について、適度に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、触れる前後の手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・ 工具などのうち、個々の選手や従事者が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する器具については、触れる前後の手指衛生の徹底とともに、適度に消毒を行う。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。